

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
(後納料金の支払方法) 第50条 料金後納とする郵便物(以下「後納郵便物」といいます。)の料金及び特殊取扱の料金(以下「後納料金」といいます。)は、当社の指示に従い、当社の指定する預金口座への振込の方法により支払っていただきます。ただし、内容証明料は、郵便物差出しの際郵便切手で支払い、又は郵便切手による支払に代えて郵便料金計器又は郵便料金証紙自動発行機による印影を表示した証紙を提出していただきます。 2 (略) (事業所に設置する料金計器による料金計器別納) 第59条 料金計器又は郵便料金証紙自動発行機を設置する事業所に差し出す郵便物(当社が別に定める郵便物を除きます。)は、第54条(料金計器別納)の規定によるほか、次項に定めるところにより、料金計器別納とすることができます。 2 前項の規定による計器別納郵便物は、料金額(規定の料金額に不足するものについては、不足料金を含みます。)に相当する現金等と引換えに交付する料金計器又は郵便料金証紙自動発行機による印影を表示した証紙を、当社が別に定めるところにより、郵便物にはり付けて、その証紙に表された日に差し出していただきます。 3 前項の規定により差し出された計器別納郵便物には、通信日付印を押印しません。 (注1)・(注2) (略) (事業所に設置する料金計器の証紙による料金支払) 第60条 当社が別に定める料金又は手数料を支払う場合において、それを支払うべき事業所が、料金計器又は郵便料金証紙自動発行機を設置する事業所であるときは、郵便切手又は現金等による支払に代えて前条(事業所に設置する料金計器による料金計器別納)第2項に規定する証紙をその証紙に表された日に提出することができます。	(後納料金の支払方法) 第50条 料金後納とする郵便物(以下「後納郵便物」といいます。)の料金及び特殊取扱の料金(以下「後納料金」といいます。)は、当社の指示に従い、当社の指定する預金口座への振込の方法により支払っていただきます。ただし、内容証明料は、郵便物差出しの際郵便切手で支払い、又は郵便切手による支払に代えて郵便料金計器による印影を表示した証紙を提出していただきます。 2 (略) (事業所に設置する料金計器による料金計器別納) 第59条 料金計器を設置する事業所に差し出す郵便物(当社が別に定める郵便物を除きます。)は、第54条(料金計器別納)の規定によるほか、次項に定めるところにより、料金計器別納とすることができます。 2 前項の規定による計器別納郵便物は、料金額(規定の料金額に不足するものについては、不足料金を含みます。)に相当する現金等と引換えに交付する料金計器による印影を表示した証紙を、当社が別に定めるところにより、郵便物にはり付けて、その証紙に表された日に差し出していただきます。 3 前項の規定により差し出された計器別納郵便物には、はり付けられた郵便切手を消印する場合を除き、通信日付印を押印しません。 (注1)・(注2) (略) <u>(事業所に設置する郵便料金証紙自動発行機による料金計器別納)</u> <u>第59条の2 郵便料金証紙自動発行機を設置する事業所に差し出す郵便物は、第54条(料金計器別納)の規定によるほか、次項に定めるところにより、料金計器別納とすることができます。</u> <u>2 前項の規定による計器別納郵便物は、料金額(規定の料金額に不足するものについては、不足料金を含みます。)に相当する現金と引換えに交付する郵便料金証紙自動発行機による印影を表示した証紙を、当社が別に定めるところにより、郵便物にはり付けるほか、郵便料金証紙自動発行機を設置した事業所の指示するところにより、その証紙に表された期限日までに差し出していただきます。</u> <u>3 前項の規定により差し出された計器別納郵便物には、はり付けられた郵便切手を消印する場合を除き、通信日付印を押印しません。</u> <u>(注) 第2項の当社が別に定めるところは、郵便物(荷札又はこれに類する物を含みます。)の表面の左上部(横に長いものにあつては、右上部)にはり付けていただくこととします。</u> (事業所に設置する料金計器の証紙による料金支払) 第60条 当社が別に定める料金又は手数料を支払う場合において、それを支払うべき事業所が、料金計器を設置する事業所であるときは、郵便切手又は現金等による支払に代えて第59条(事業所に設置する料金計器による料金計器別納)第2項に規定する証紙をその証紙に表された日に提出することができます。

(注) 当社が別に定める料金及び手数料は、次のとおりとします。 <u>1 別納郵便物の料金</u> <u>2</u> 郵便物（点字内容証明の取扱いをするものを除きます。）差出し後の請求に係る配達証明料 <u>3</u> 内容証明料（点字内容証明の取扱いに係るものを除きます。） <u>4</u> 内容証明謄本閲覧料 <u>5</u> 代金引換取消料及び引換金額の変更料 <u>6</u> あて名変更料及び取戻し料 （特定記録郵便の取扱い） 第134条 （略） 2 特定記録郵便とする郵便物（以下「特定記録郵便物」といいます。）を引き受けたときは、事業所において、差出人に郵便物の受領証を交付します。 3 （略） （注） （略） （特定記録郵便物の差出方法） 第135条 特定記録郵便物は、事業所において交付する用紙に差出人の氏名その他事業所の指示する事項を記載して差し出していただきます。ただし、その事業所が必要がないと認めた場合は、この限りではありません。 2 前項の用紙は、特定記録郵便物を差し出そうとする事業所（当社が別に定める事業所に限りません。）の承認を受けて当社以外の者が作成することができます。 （注） （略）	(注) 当社が別に定める料金及び手数料は、次のとおりとします。 <u>1</u> 郵便物（点字内容証明の取扱いをするものを除きます。）差出し後の請求に係る配達証明料 <u>2</u> 内容証明料（点字内容証明の取扱いに係るものを除きます。） <u>3</u> 内容証明謄本閲覧料 <u>4</u> 代金引換取消料及び引換金額の変更料 <u>5</u> あて名変更料及び取戻し料 （特定記録郵便の取扱い） 第134条 （略） 2 特定記録郵便とする郵便物（以下「特定記録郵便物」といいます。）を引き受けたときは、事業所において、差出人に郵便物の受領証を交付します。 3 （略） （注） （略） （特定記録郵便物の差出方法） 第135条 特定記録郵便物は、事業所において交付する用紙に差出人の氏名その他事業所の指示する事項を記載して差し出していただきます。ただし、その事業所が必要がないと認めた場合は、この限りではありません。 2 前項の用紙は、特定記録郵便物を差し出そうとする事業所（当社が別に定める事業所に限りません。）の承認を受けて当社以外の者が作成することができます。 <u>3 特定記録郵便物は、前2項の規定にかかわらず、郵便料金証紙自動発行機を設置した事業所の指示するところにより、その郵便料金証紙自動発行機を使用して差し出すことができます。この場合において、その事業所は、前条（特定記録郵便の取扱い）第2項の規定にかかわらず、特定記録郵便物を受け付けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付します。ただし、その受領証は、差出人がその事業所の指示するところに反したときは、その効力を失います。</u> （注） （略） <u>附 則（2026年10月9日 2026-日郵業第0179号）</u> <u>この改正規定は、2026年11月2日から実施します。</u>
--	---